

# 告 示

## 埼玉県告示第三百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年四月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字南新埜千百六番一の一部、千百六番五の一部、千百六番六の一部、千百七番六の一部、千百七番七の一部、千百七番十五の一部、千百七番十六の一部、千百七番二十一の一部及び千百七番二十七の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

### 三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

【起点】は、入間郡三芳町藤久保1106番1の一部の最北端とする。  
 【格子の回転角度（55度12分35秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 要措置区域
- 敷地境界
- 地番境界

